

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年4月7日

【発行者名】 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 島崎 亮平

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
グラントウキョウ ノースタワー

【事務連絡者氏名】 入山 小枝子

【電話番号】 03-6377-2882

【届出の対象とした募集（売出）内
国投資信託受益証券に係るファンド
の名称】 オークス転換社債ファンド（ダイワSMA専用）

【届出の対象とした募集（売出）内
国投資信託受益証券の金額】 2,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年5月20日付をもって提出した有価証券届出書（平成28年11月18日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書にて訂正。）において、繰上償還（予定）の手続きに伴い記載事項の一部に訂正事項がありますので、これを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（7）【申込期間】

<訂正前>

2016年5月21日から2017年5月20日まで

（注）上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

<訂正後>

2016年5月21日から2017年5月20日まで

当ファンドの継続申込期間は2017年5月20日までとさせていただいておりましたが、2017年6月9日付で繰上償還を行う予定のもと、「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第25条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「旧投信法」といいます。）に基づく所定の手続きを、2017年4月7日（公告日）から開始致します。2017年4月7日現在繰上償還の可否は未定ですが、2017年4月7日から2017年5月8日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の有する受益権の口数の合計が公告日現在の受益権の総口数の2分の1を超えない場合、申込期間は2017年5月9日までとします。詳しくは委託会社または販売会社にお問合わせください。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<末尾に以下の記載を追加します。>

当ファンドは2017年6月9日付で繰上償還を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを、2017年4月7日（公告日）から開始致します。2017年4月7日現在繰上償還の可否は未定ですが、2017年4月7日から2017年5月8日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の有する受益権の口数の合計が公告日現在の受益権の総口数の2分の1を超えない場合、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、以降は保有資産を順次売却していきます。詳しくは委託会社または販売会社にお問合わせください。

3【資産管理等の概要】

（3）【信託期間】

<訂正前>

無期限です。信託契約締結日から信託約款第44条第7項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項及び約款第52条第2項の規定による解約の日までとします。

<訂正後>

無期限です。信託契約締結日から信託約款第44条第7項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項及び約款第52条第2項の規定による解約の日までとします。

当ファンドの信託期間は無期限とさせていただいておりましたが、2017年6月9日付で繰上償還を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを、2017年4月7日（公告日）から開始致します。2017年4月7日現在繰上償還の可否は未定ですが、2017年4月7日から2017年5月8日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の有する受益権の口数の合計が公告日現在の受益権の総口数の2分の1を超えない場合、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、2017年6月9日に信託を終了（繰上償還）する予定です。詳しくは委託会社または販売会社にお問合わせください。